

覆髻之訛

〔後漢書三與服十〕皇后謁廟〇中 假結步搖簪珥

〔晉書二與服五〕皇后謁廟〇中 親蚕〇中 首飾則假髻步搖

〔事物紀原三冠冕首飾〕特髻

燧人始爲髻。至周王后首服爲副編。鄭云、三輔謂之假髻。今特髻其遺事也。二儀實錄曰、燧人氏婦人束髮爲髻。髻繼也。言女子必有繼於人也。但以髮相纏而無物繫縛。

〔伊呂波字類抄須雜物〕假髮スエ假髮ニ覆髮上者 假髻同

〔倭訓栞前編十二〕須する 假髮をするといふ、倭名抄に見えたり、新撰字鏡に髻をかみのするとよ

めり、末の義なるべし、今はそへといへり、副の義、本草にいふ、髮髻也、今琉球より出る者を上品とす、其髮鬢黒にして長き故也といへり、類聚雜要五節理髮具に末額髮といへるも是なるべし、

〔玄同放言別下集〕假髮は和名須惠なり、〇中 今の婦女子は是をかもじと唱へ、俳優の用ふるものを

かづらといへり、並に俗語なり、假髮の和名須惠とは、これを假りて、髮の末を長くするの義なるべし、

〔歷世女裝考四〕びんみのを髮に入る事

和名抄容飾の具の部に、釋名云、假髮、和名須惠、以此假覆髮上とあるは、今いふ髻びんみの義なり、此假髮といふ物、西土にてもいと古くよりありし事、和名抄に引たる漢の劉熙が釋名の外書見多けれど、さのみはひくもうるさし、同書〇倭抄 假髮の次に蔽髮と出して、釋名云、蔽髮、和名比太飛、蔽髮前爲飾、此すゑ、ひたひをもちふる事、雅亮裝束抄五節の舞姫の所にみへたり、

〔雅亮裝束抄一〕ひめ君のさうぞく

とらの日〇中 略 する、びたひ、かみあげまうく、